

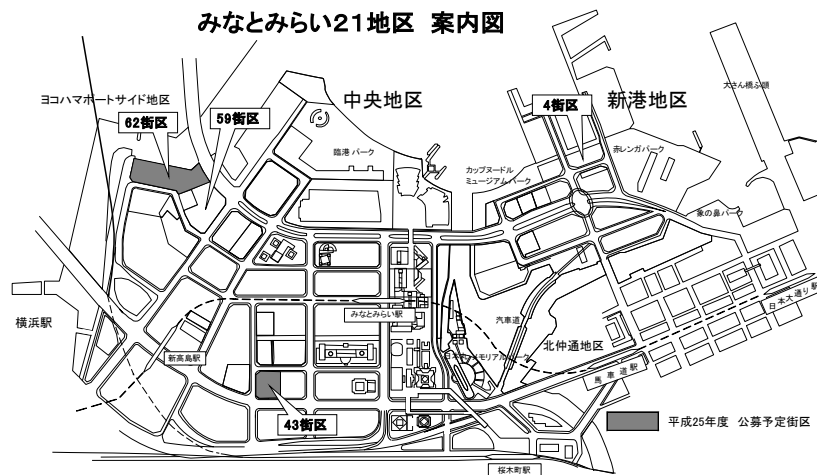
みなとみらい21地区の開発事業者を募集します!

平成 25 年度は、みなとみらい21地区の2つの街区で開発事業者の募集を行います。
また、仲介手数料制度も継続し、土地の早期売却を進めます。
これまでの公募により、平成 24 年度は中央地区59街区において開発事業予定者が決定したほか、新港地区4街区に提案応募がありました。

1 募集街区

中央地区 43 街区 (約 0.8ha)、中央地区 62 街区 (約 2.2ha)

※新港地区4街区は、平成 24 年度の第4回受付期間内に提案応募があり、提案審査のため募集を中断します。



2 事業者の登録・事業提案の受付

- ・常時公募（事業予定者が決定するまでの間、常時受付）とします。
- ・提案募集は3か月を1期とし、応募があった街区は提案審査に移り、募集を中断します。応募がない街区は、次の期間も引き続き募集を行います。
- ・募集要項に関するお問い合わせ及び登録・事業提案の受付
一般社団法人 横浜みなとみらい21 電話 045 (682) 4404
- ・提案を受け付けた期間の終了後3か月程度で提案を審査し、事業予定者を決定します。

開発事業者募集要項については、平成 25 年 4 月 1 日 (月) から
みなとみらい21公式ウェブサイト (<http://www.minatomirai21.com/>) に掲載します。
各街区の応募状況についても、上記ウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。

3 開発事業者募集説明会の開催

みなとみらい21開発事業者募集説明会を平成 25 年 4 月 24 日 (水) に開催します。

(※ 詳細については、上記「みなとみらい21公式ウェブサイト」をご覧ください。)

裏面あり

4 募集街区の概要

街区	43 街区	62 街区
敷地面積	7,848.31 m ²	22,188.34 m ²
敷地分割	不可	可(8,000 m ² 以上)
用途地域等	商業地域	商業地域 臨港地区(分区指定なし)
建ぺい率/容積率	80%/800%	80%/400%
地区計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい21 中央地区地区計画 ・みなとみらい21 中央地区都市景観形成ガイドライン ・みなとみらい21 街づくり基本協定 	
処分方法	売却	売却 20,997.17 m ² 貸付 1,191.17 m ²
土地価格 (※1)	957,100 円/m ²	売却 456,800 円/m ² 貸付 月額 205 円/m ²
土地利用条件	業務、商業、文化 (住宅は除く)	業務、商業、文化 (住宅は除く)

(※1) 土地価格は、敷地全体の開発提案の場合に適用します。62 街区で敷地分割した提案の場合、上記土地価格を基に分割後の区画の位置、面積、形状に応じた価格とします。

5 仲介手数料制度

仲介業者が事業希望者を横浜市へ紹介し、その結果、横浜市と事業希望者が土地売買契約を締結した場合に、仲介業者へ手数料を支払う制度です。

(※ 詳細は「みなとみらい21 公式ウェブサイト」をご覧ください。)

・業務内容

横浜市へ事業希望者を紹介、事業希望者の登録・提案手続の調整、
横浜市と事業希望者の売買契約締結に向けた調整等

・手数料額は次の表の各段で計算した金額を合計した額とします(上限額なし)。

横浜市と事業希望者の土地売買契約金額	料率
30 億円以下の部分	横浜市と事業希望者の土地売買契約金額×1.5%
30 億円を超え 70 億円以下の部分	横浜市と事業希望者の土地売買契約金額×1.0%
70 億円を超える部分	横浜市と事業希望者の土地売買契約金額×0.5%

お問い合わせ先	
港湾局資産活用課長	松波 義治 Tel 045-671-2717
都市整備局みなとみらい21 推進課長	天野 友義 Tel 045-671-3501

※ 本件は、横浜海事記者クラブ、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。